

議案第48号

杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

部活動の指導業務で、週休日に従事したときの手当額を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2(4)の項中「3,000円」を「4,300円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年4月1日前にこの規則による改正前の杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
支給範囲	手当額	摘要	支給範囲	手当額	摘要
(1)～(3) 略 (4) 職員が、学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等又は勤務時間条例第5条及び第6条第1項に規定する週休日並びに同条第2項及び第3項の規定により週休日となった日において同条第2項若しくは第3項の規定により勤務時間が割り振られた日に行うものに従事したとき。	略 日額 4,300円	支給要件については別表第1による。ただし、(4)については、一会計年度において、勤務時間条例第5条第1項前段に規定する週休日及び同条例第13条に規定する休日（同条例第14条第1項前段の規定により週休日となった日を除く。）を合算した日数を限度とする。	(1)～(3) 略 (4) 職員が、学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等又は勤務時間条例第5条及び第6条第1項に規定する週休日並びに同条第2項及び第3項の規定により週休日となった日において同条第2項若しくは第3項の規定により勤務時間が割り振られた日に行うものに従事したとき。	略 日額 3,000円	支給要件については別表第1による。ただし、(4)については、一会計年度において、勤務時間条例第5条第1項前段に規定する週休日及び同条例第13条に規定する休日（同条例第14条第1項前段の規定により週休日となった日を除く。）を合算した日数を限度とする。
付記 「週休日等」とは、勤務時間条例第5条及び第6条第1項に規定する週休日並びに同条第2項及び第3項の規定により週休日となった日又は給与条例第21条第1項に規定する休日をいう。			付記 「週休日等」とは、勤務時間条例第5条及び第6条第1項に規定する週休日並びに同条第2項及び第3項の規定により週休日となった日又は給与条例第21条第1項に規定する休日をいう。		